

全面改訂審査基準(平成27年9月16日公表)の諸外国への周知状況について

- 審査基準専門委員会WG第1回から第6回における審議（平成26年8月22日～平成27年7月3日）
- 和文と英文の改訂審査基準案についてパブリックコメント募集（平成27年7月8日～8月6日）
- 和文と英文の改訂審査基準を同時公表（平成27年9月16日）
- 改訂審査基準の運用開始（平成27年10月1日）

審査基準の全面改訂は、「国際的な観点から我が国の審査基準等を海外に情報発信することを意識して、国際的に通用する基本的な考え方を簡潔かつ明瞭に記載することにより、新興国知的財産庁において整備されつつある審査基準の手本ともなることが望まれている。」とのユーザー意見(※)等をふまえ、以下の基本方針で行った。

- 審査基準の記載が、適切な外国語翻訳にも資するように、簡潔かつ明瞭なものであること。
- 審査基準の基本的な考え方を深く理解することができるよう、事例や裁判例が充実していること。
- 審査基準の基本的な考え方が国際的に通用するものであること。

※ 第1回審査基準専門委員会WG資料2に掲載

審査基準等の英文による公開情報

- 特許・実用新案審査基準の全面改訂(平成27年9月16日)のニュースリリース
Complete Updates of Examination Guidelines for Patent and Utility Model and Examination Handbook for Patent and Utility Model
http://www.meti.go.jp/english/press/2015/0916_01.html
 - 特許・実用新案審査基準の全面改訂の概要
Points of Update of Examination Guidelines and Examination Handbook for Patent and Utility Model
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pdf/revision_history_e/point_of_update.pdf
 - 特許・実用新案審査基準
Examination Guidelines for Patent and Utility Model in Japan
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/1312-002_e.htm
 - 特許・実用新案審査ハンドブック
Examination Handbook for Patent and Utility Model in Japan
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/handbook_sinsa_e.htm
 - 特許・実用新案審査基準の概要
Outline of the Examination Guidelines for Patent and Utility Model
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/outline_guideline_patents.htm
- ※ 審査基準及び審査ハンドブックは、全面改訂及びその後の一部改訂(平成28年3月23日改訂(食品の用途発明に関する改訂等)、平成28年3月30日改訂(プロダクト・バイ・プロセスクレームに関する改訂))の際は全て、**和文及び英文で同時に改訂版を公表している。**

現在までに、アセアン諸国、インド、中国等に対して、以下のような研修、協議、会議等を通じ、改訂審査基準の周知活動を行っている。

- マレーシア知的財産公社(MyIPO)への審査官派遣(平成27年10月)
 - MyIPOにおけるコンピュータソフトウェア分野の審査基準策定を支援
- インド特許意匠商標総局(CGPD TM)の新人審査官研修協力(第1バッチ:平成28年4月~5月、第2バッチ:平成28年8月)
 - インド国内で開催したCGPD TMの新任審査官総計400名を対象にした研修を実施
- 途上国人材育成研修(アセアン諸国等から招へいた研修生に対して実施)
 - 特許審査実践研修(平成27年9月~12月)、特許審査基準コース(平成28年1月、9月)等
- 国際審査官協議(日本の審査実務・審査結果の普及等を目的とした協議)
 - ベトナム(平成27年12月)、マレーシア(平成28年1月)、コロンビア(平成28年2月)、シンガポール(平成28年2月)、アルゼンチン(平成28年4月)、中国(平成28年7月)等
- 日本国特許庁の海外勤務者(JETRO等)を通じた紹介
- 外国団体(米国知的財産権法協会AIP LA、中国專利保護協會PPAC)への紹介
- 外国からの訪庁者(大学講師、研究者、研修生等)への紹介

今後も引き続き、国内外で開催される外国の特許審査官等を対象とした研修や会議等の機会を通じて、海外に対して、積極的に改訂審査基準等の周知を行う。